平成２８年（フ）第４９号
千葉県南房総市谷向324番地２
債務者　角守　　翔
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２号
長野県上田市上田50番地２
債務者　山室　孝子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第３号
長野県埴科郡坂城町大字中之条610番地
債務者　塩澤　佳春（旧姓小池・橋本）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１８号
京都市伏見区深草相深町７番地56　メゾンかねくら101号室
債務者　小﨑　榮子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５５号
京都市右京区梅津上田町６番地62
債務者　足立　紀子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５３０号
兵庫県加古川市野口町野口472番地の４
債務者　福山　寛治
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５３１号
兵庫県加古川市野口町野口472番地の４
債務者　福山やすえ
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５３５号
兵庫県姫路市香寺町溝口496番地７
債務者　森本亜希子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４号
兵庫県加古郡播磨町北野添３丁目４番54号
債務者　下出　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７８０号
広島市安佐南区緑井３丁目42番１―20―102号　Ｃ棟
債務者　福原亜由美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６６号
広島市安佐南区相田７丁目58番８号
債務者　沖政　　武
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７９号
広島市佐伯区海老園１丁目５番38―303号
債務者　三宅　　太
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
広島市安佐北区可部南５丁目14番20―305号
債務者　中野　裕之
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市武３丁目15番10号（第５濱田ビル105号）
債務者　上部　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
（前々住所）福井市文京６丁目40番19号　アーバンハイムⅡ102号室
債務者　川岸　裕里
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
静岡県富士宮市野中1025番地の８　レオパレスマメゾン105号
債務者　髙橋　正人
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４５３２号
大阪府茨木市太田１丁目５番11号　シャルマンドミール　203号、前住所大阪府茨木市新和町２番19号　真山ハイツ　201号
債務者　奥野　和真
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部